

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

#### a. 企業間との連携

取引先との円滑な意思疎通を図り、事業運営上の課題や改善点について協議を行うことで、相互理解の促進に努めます。

#### b. 健康経営に関する取組

働く人の健康と安全に配慮し、取引先とも連携しながら、安心して働ける職場環境づくりに取り組みます。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

取引価格の決定にあたっては、不合理な原価低減要請を行いません。

少なくとも年に1回以上の協議を行い、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえ、取引先の適正な利益が確保されるよう、十分に協議の上で決定します。

#### ②手形などの支払条件

下請代金は、可能な限り現金で支払います。

#### ③知的財産・ノウハウ

取引に伴い知り得た取引先の知的財産やノウハウについては、係る取引を行う場合は、「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、契約内容を尊重した取引を行います。

また、取引上の立場を利用した片務的な秘密保持契約の締結や、一方的な開示要請、無償提供の要求は行いません。

### 3. その他

当社は、本宣言の内容を社内に周知するとともに、取引先との対話を通じて、より良いパートナーシップの構築に継続して取り組みます。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

---

伸興警備保障株式会社

企 業 名

---

代表取締役 斎藤 孝也

役職・氏名（代表権を有する者）

---

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。